

福岡県公報

平成十七年十月十七日
第二千四百四十九号
増刊 ①

目次

条例（第五十二号～第五十七号）

○福岡県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 (交通対策課) ………………一

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例 (国保・援護課) ………………一

○福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾課) ………………三

○福岡県公の施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例 (下水道課) ………………四

○拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全総務課) ………………四

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部公安第二課) ………………四

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市部下水道課)

○福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (企画振興部交通対策課)

公布された条例のあらまし

◇福岡県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

1 日本道路公団等民営化関係法施行法等の制定により、日本道路公団が経営している高速道路事業が西日本高速道路株式会社等に引き継がれることに伴い、福岡県交通安全対策会議の特別委員を西日本高速道路株式会社の役員又は職員のうちから任命することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例

(保健福祉部国保・援護課)

1 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律の

制定による国民健康保険法の一部改正に伴い、福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する必要な事項を定めることとした。

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年度分の福岡県国民健康保険調整交付金から適用することとした。

2 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

(土木部港湾課)

1 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の制定による港湾法の一部改正に伴い、船舶の入出港の届出について定めるとともに、港湾施設の使用の許可の基準を明示するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十七年十一月一日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

(建築都市部下水道課)

1 宝満川上流流域下水道の処理区域の拡大に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部公安第二課)

1 普通騒音計及び精密騒音計に関する日本工業規格が廃止されたことに伴い、音量の測定に用いる騒音計等について見直しを行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部生活安全総務課)

1 警備業法の一部を改正する法律及び警備業法施行令の一部を改正する政令の制定並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、警備員の指導及び

教育に関する講習に係る事務が新設されたこと等に伴い、当該講習の受講等に係る手数料について必要な事項を定めるとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の制定により、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行することとした。ただし、第十条第一項の改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

福岡県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

条例

福岡県条例第五十二号

福岡県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

福岡県交通安全対策会議条例（昭和四十五年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十七年十月十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十三号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第七十二条の二第一項の規定に基づき、福岡県国民健康保険調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

第二条 調整交付金の種類は、定率交付金及び財政健全化交付金とする。

（定率交付金）

第三条 定率交付金は、次の各号に掲げる額の合算額に規則に定める割合を乗じた額を

交付する。

一 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額を控除した額

二 介護納付金の納付に要する費用の額から規則で定める額を控除した額

2 定率交付金の総額は、法第七十二条の二第二項に規定する額（以下「交付金の総額」という。）の七十分の五十八に相当する額とする。

（財政健全化交付金）

第四条 財政健全化交付金は、市町村が行う医療費適正化の状況、保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）の収納状況その他市町村の国民健康保険財政に与える特別の事情を考慮して、規則の定めところにより交付する。

2 財政健全化交付金の総額は、交付金の総額の七十分の十二に相当する額とする。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年度分の調整交付金から適用する。

（経過措置）

2 平成十七年度における定率交付金の総額は、第三条第二項の規定にかかわらず、国との補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百五号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項の規定により算定した額の五十分の三十八に相当する額とする。

3 平成十七年度における財政健全化交付金の総額は、第四条第二項の規定にかかわらず、改正法附則第三条第五項の規定により算定した額の五十分の十二に相当する額とする。

4 平成十八年度における定率交付金の総額は、第三条第二項の規定にかかわらず、改

正法附則第四条第五項の規定により算定した額の七十分の五十八に相当する額とする。

5 平成十八年度における財政健全化交付金の総額は、第四条第二項の規定にかかわらず、改正法附則第四条第五項の規定により算定した額の七十分の十二に相当する額とする。

6 平成十九年度における定率交付金の総額は、第三条第二項の規定にかかわらず、改正法附則第五条第四項の規定により算定した額の七十分の五十八に相当する額とする。

7 平成十九年度における財政健全化交付金の総額は、第四条第二項の規定にかかわらず、改正法附則第五条第四項の規定により算定した額の七十分の十一に相当する額とする。

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十四号

福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福岡県港湾施設管理条例（昭和五十一年福岡県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「ドルフィン」を「ドルフィン」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、前項の許可があつた場合において、次の各号の一に該当すると認めるとときは、その許可をしてはならない。

一 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがある場合

二 港湾施設の機能又は能力に照らし適当でない場合
三 港湾施設を使用しようとする船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二条第一項第二号に規定する船舶所有者等をいう。）が、当該船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務を行しないおそれがある者として規則で定めるものである場合

四 前二号に掲げる場合のほか、港湾の開発、利用又は保全に支障を及ぼすおそれがある場合として規則で定める場合

第七条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第九条に次の二項を加える。

3 第五条第二項の規定は、前二項の許可の申請について準用する。

第十二条に次の二項を加える。

3 第五条第二項の規定は、前二項の許可の申請について準用する。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

（入港料の納付）

第十六条 船舶は、別表第四に掲げる港湾に入港したとき又は同表に掲げる港湾から出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、法第四十四条の二第一項ただし書に規定する船舶については、この限りでない。

（入港料の納付）

第十七条 別表第四に掲げる港湾に入港した船舶は、同表に定める金額の入港料を納付しなければならない。

第十八条中「第十六条第二項の規定による報告書の提出が遅滞なくなされないとき又は当該報告書の記載事項」を「第十六条の規定による入港の届出が遅滞なくなされないとき又は当該入港の届出」に改める。

第二十一条に次の二項を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、港湾の管理に支障を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める行為

第二十二条第一号中「行つた」を「行つた」に改める。

第二十四条第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二項第一号中「できなかつた」を「できなかつた」に、「失つた」を「失つた」に改める。

第二十九条第二項第一号中「第五条、第九条、第十一条」を「第五条第一項、第九条第一項若しくは第二項、第十一条第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号中「従わなかつた」を「従わなかつた」に改める。

附則第十項中「第十七条及び」を削る。

別表第一中「（第五条、第十三条）」を「（第五条及び第十三条関係）」に改める。

別表第一中「(第十三条)」を「(第十三条関係)」に改める。
 別表第三中「(第十三条)」を「(第十三条関係)」に改め、同表備考第一号中「あつた」を「あつた」に改める。

別表第四中「(第十六条)」を「(第十七条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年十一月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成十七年十月十七日

福岡県条例第五十五号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。
 第百十三条第一項の表宝満川上流域下水道の項中「朝倉郡筑前町」を「朝倉郡筑前町 佐賀県三養基郡基山町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県条例第五十七号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の三」を「第五十二条」に改める。

第十条第一項第一号中「第五十九条の二第五項（原子炉等規制法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第五項」に改め、同項第二号中「第五十九条の二第九項（原子炉等規制法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第九項」に改め、同項第三号中「第五十九条の二第十項（原子炉等規制法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十九条第十項」に改める。

第十六条第一項第二号中「第四条の二第五項」を「第五条第五項」に改め、同項第三号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同項第四号中「第六条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 削除

第十六条第一項第六号中「第十二条第三項」を「第二十二条第一項」に改め、同項第七号中「第十二条第三項第一号」を「第二十二条第一項第一号」に改め、同項第八号中「第十二条第三項」を「第二十二条第五項」に改め、同項第九号中「第十二条第三項」を「第二十二条第六項」に改め、同号の次に次の五号を加える。

法（平成四年法律第五十一号）第七十一条の条件に合格した騒音計」に改め、同表の備考の二中「又は測定器」を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県知事 麻生 渡

附 則

福岡県条例第五十六号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成五年福岡県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の一中「日本工業規格C一五〇一に定める普通騒音計若しくは日本工業規格C一五〇五に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ測定器」を「計量を受けようとする者 現任警備員指導教育責任者講習受講手数料

九の三 警備業法第二十三条第一項の規定による検定を受けようとする者 警備員等

検定手数料

九の四 警備業法第二十三条第四項の規定による合格証明書の交付を受けようとする者 検定手数料

九の五 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第二十二条第五項の規定による合格証明書の書換えを受けようとする者 検定合格証明書書換申請手数料

九の六 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第二十二条第六項の規定による合格証明書の再交付を受けようとする者 検定合格証明書再交付申請手数料

九の七 警備業法第二十二条第三項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定定

九の八 警備業務の種別のうち、警備業法第二条第一項第二号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。）

九の九 警備業務の種別のうち、警備業法第二条第一項第三号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（二）に掲げるものを除く。）

九の十 警備業務の種別のうち、警備業法第二条第一項第三号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（二）に掲げるものを除く。）

九の十一 警備業法第二十二条第六項に改め、同項に次の一号を加える。

十四 警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定による審査を受けようとする者 検定審査申請手数料

第十六条第二項の表一の項中「一、一〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表五の項を次のように改める。

五 削除

第十六条第二項の表七の項中「三七、〇〇〇円」を「講習一時間について一、二〇〇円」に改め、同表八の項中「一、一〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表九の項中「一、九〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

五、〇〇〇円

九の二 現任警備員指導教育受講手数料

(一) 警備業務の種別（警備業法第十一条第一項第一号に掲げる警備業務に係るものに係るものに係る検定定）
八条に規定する種別をいう。以下この条において同じ。）のうち、

一六、〇〇〇円

規定期は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正

一四 検定審査申請手数料	九の五 検定合格証明書書換申請手数料	九の四 検定合格証明書交付申請手数料	九の六 検定合格証明書再交付申請手数料	九の三 警備業法第二十二条第三項第一号に掲げる警備業務に係るものに係る検定定

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)